

(案)

別紙

II 過去の生活保護基準見直しによる影響分析 関連資料

(別紙資料 1) 生活扶助基準見直しによる基準額の変化

生活扶助基準額 の変化率	総世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・ 障害者世帯	その他 の世帯
+5 %以上 ~	9.5%	8.5%	32.8%	6.1%	10.8%
+4 %以上 ~ +5 %未満	1.6%	1.1%	6.1%	1.5%	2.2%
+3 %以上 ~ +4 %未満	5.1%	3.8%	6.7%	6.0%	8.0%
+2 %以上 ~ +3 %未満	5.4%	5.1%	16.4%	4.0%	5.0%
+1 %以上 ~ +2 %未満	12.6%	10.9%	9.2%	18.8%	9.4%
0 %以上 ~ +1 %未満	4.9%	5.8%	10.5%	2.7%	3.2%
-1 %以上 ~ 0 %未満	12.7%	16.7%	4.4%	9.5%	6.5%
-2 %以上 ~ -1 %未満	5.2%	2.7%	4.4%	8.6%	9.0%
-3 %以上 ~ -2 %未満	12.1%	11.8%	7.1%	18.3%	4.8%
-4 %以上 ~ -3 %未満	30.9%	33.7%	2.4%	24.5%	41.1%
-5 %以上 ~ -4 %未満	-	-	-	-	-
~ -5 %未満	-	-	-	-	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(再掲) 0 %以上	39.1%	35.2%	81.7%	39.0%	38.6%
(再掲) 0 %未満	60.9%	64.8%	18.3%	61.0%	61.4%

※ 「生活扶助基準額の変化率」は、平成 30 年度被保護者調査を用い、個別の被保護世帯について、平成 30 年 7 月時点の世帯属性に応じて

- ・平成 30 年 4 月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額
- ・令和 2 年 10 月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額

(いずれも介護保険料加算を除く各種加算を含む額) を算出し、その比較を行ったもの。
(基準額から収入額を除く扶助額を比較したものではない。)

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯、母子世帯、傷病者・障害者世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。

(別紙資料2) 生活扶助基準見直しにより金銭給付がなくなる世帯の推計

総世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・ 障害者世帯	その他 の世帯
0.18%	0.23%	0.03%	0.08%	0.21%

※ 上記は、「①金銭給付の保護費がある世帯」のうち「②金銭給付がなくなる世帯」の割合を推計したもの。

※ 「①金銭給付の保護費がある世帯」とは、「平成30年4月時点基準による最低生活費」が「収入充当額」を上回る世帯。

- ・ 「平成30年4月時点の基準での最低生活費」は、前頁の「平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額」に、平成30年度被保護者調査による平成30年7月の住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助及び一時扶助の決定額実績を加えた額（医療扶助、介護扶助は含まない）。
- ・ 「収入充当額」は、平成30年度被保護者調査を用い、平成30年7月時点の世帯の状況に応じて算出した額。

※ 「②金銭給付がなくなる世帯」とは、「①金銭給付の保護費がある世帯」のうち、「令和2年10月時点基準による最低生活費」が「収入充当額」を下回る世帯。

- ・ 「令和2年10月時点の基準での最低生活費」は、前頁の「令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額」に、平成30年度被保護者調査による平成30年7月の住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助及び一時扶助の決定額実績を加えた額（医療扶助、介護扶助は含まない）。
- ・ 「収入充当額」は、平成30年度被保護者調査を用い、平成30年7月時点の世帯の状況に応じて算出した額。

※ 実際には、個別の世帯においては、月々の医療費や収入額の変動によって、同世帯の最低生活費や収入充当額が変動することから、当該推計値は保護廃止となった世帯の割合を示すものではない。

(別紙資料3) 教育扶助及び高等学校等就学費に係る基準額の変化

	子の人数			構成比	増減額
	小学生	中学生	高校生		
合計					+578円
子1人					+318円
構成	1人	-	-	40.3%	+390円
	-	1人	-	26.1%	+810円
	-	-	1人	33.6%	-150円
子2人					+743円
構成	2人	-	-	26.2%	+780円
	-	2人	-	6.7%	+1,620円
	-	-	2人	8.3%	-300円
	1人	1人	-	23.2%	+1,200円
	1人	-	1人	13.9%	+240円
	-	1人	1人	21.7%	+660円

	子の人数			構成比	増減額
	小学生	中学生	高校生		
子3人					+1,164円
構成	3人	-	-	13.6%	+1,170円
	-	3人	-	0.5%	+2,430円
	-	-	3人	1.0%	-450円
	2人	1人	-	21.8%	+1,590円
	2人	-	1人	9.3%	+630円
	1人	2人	-	10.2%	+2,010円
	-	2人	1人	6.7%	+1,470円
	1人	-	2人	6.1%	+90円
	-	1人	2人	7.6%	+510円
1人	1人	1人	23.1%	+1,050円	
子4人					+1,578円
子5人以上					+2,087円

※ 平成30年度被保護者調査（平成30年7月時点）の教育扶助及び高等学校等就学費の受給世帯数の分布による。表中の「子」は、教育扶助の決定額が1円以上の世帯における小学生・中学生、及び、高等学校等就学費の決定額が1円以上の世帯における高校生等。

※ 基準額の増減は、子の就学状況に応じて、平成30年4月時点及び令和2年10月時点の基準額表により見直し前後の基準額の差額を算定したもの。

(別紙資料4) 学習支援費の支給状況

【学習支援費の支給実績 (令和2年度)】

	教育扶助	教育扶助		高等学校 等就学費
		小学生	中学生	
(A) 扶助受給人員数 (令和2年度末)	102,417	61,194	41,223	39,180
(B) 学習支援費受給実人数 (令和2年度内)	9,297	1,595	7,702	6,353
(B) / (A)	9.1%	2.6%	18.7%	16.2%
(C) 学習支援費支給月数 (令和2年度内)	27,415	3,691	23,724	21,713
(D) うち見直し前の水準以上の月数	13,059	1,832	11,227	9,893
(D) / (C)	47.6%	49.6%	47.3%	45.6%
(E) 学習支援費平均支給額 (令和2年度内)	8,211	4,993	8,711	11,637

- ※ 上記結果は、福祉事務所からの管内の教育扶助、高等学校等就学費及び両扶助の学習支援費の支給状況に係る報告(全福祉事務所1,250か所のうち1,230か所からの報告)をまとめたもの(令和2年度分)。
 ※ 学習支援費は課外のクラブ活動へ参加する者を対象に支給するものであるが、「扶助受給人員数」には課外のクラブ活動へ参加しない小学生・中学生・高校生等が含まれていることに留意が必要。
 ※ 「見直し前の水準以上の月」とは、見直し後の学習支援費の一月当たりの支給額が見直し前の月額(定額)(小学生:2,630円 中学生:4,450円 高等学校就学費:5,150円)を超える月をいう。なお、見直し前の学習支援費は、「課外のクラブ活動費」だけではなく、「家庭内学習費用」にも対応しているため、見直し前の水準と見直し後の水準を単純に比較することはできない。

【学習支援費の支給に関する福祉事務所の対応状況】

生活保護受給世帯への学習支援費に関する
事前の案内(周知)の有無

事前の案内(周知)を行っている	85.6%
事前の案内(周知)を行っていない	14.4%

生活保護受給世帯からの物品等の
購入前の相談の頻度(概ね10件中)

ほとんどない	30.4%
1~2件程度	21.3%
3~4件程度	9.2%
5件(約半数)程度	12.4%
6~7件程度	6.5%
8~9件程度	11.2%
全部	9.0%

事前給付による学習支援費の
支給の頻度(概ね10件中)

ほとんどない	56.6%
1~2件程度	19.1%
3~4件程度	7.2%
5件(約半数)程度	7.3%
6~7件程度	3.3%
8~9件程度	3.4%
全部	3.3%

生活保護受給世帯から、事前給付ではなく、精算給付
の方法で申し出があった要因として考えられるもの

生活保護受給世帯が事前給付が可能であることを知らなかった	31.7%
生活保護受給世帯が事前に物品等の必要額を把握することが困難だった	71.9%
生活保護受給世帯が、物品等の金額が高額でなかった等により、事前に見積もり等入手する手間をかけないこととした	76.6%
その他	14.1%

- ※ 上記結果は、実績を積み上げたものではなく、福祉事務所から報告を受けた、日々の業務の中で把握された学習支援費の支給に係る概況をまとめたもの(令和2年度分)。
 ※ それぞれ有効回答のあった福祉事務所のうちの割合を表示。精算給付の方法で申し出があった要因として考えられるものについては複数回答。
 ※ 「事前給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行う前に必要額を確認した上で事前に給付する方法をいう。「精算給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行った後に領収書やレシートなどを確認して事後精算で給付する方法をいう。

Ⅲ 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証 関連資料

(別紙資料5) 第1類相当支出・第2類相当支出の区分

食料	穀類		第1類		
	魚介類		第1類		
	肉類		第1類		
	乳卵類		第1類		
	野菜・海藻		第1類		
	果物		第1類		
	油脂・調味料		第1類		
	菓子類		第1類		
	調理食品		第1類		
	飲料		第1類		
	酒類		第1類		
住居	家賃地代	一般外食	第1類		
		学校給食	対象外		
		賄い費	第1類		
		その他	第1類		
設備修繕・維持	設備材料	設備器具	対象外		
		修繕材料	第2類		
	工事その他のサービス	畳替え	対象外		
		給排水関係工事費	対象外		
		外壁・塀等工事費	対象外		
		植木・庭手入れ代	対象外		
		他の工事費	対象外		
		火災・地震保険料	対象外		
		民営家賃	対象外		
		公営家賃	対象外		
給与住宅家賃	対象外				
地代	対象外				
他の家賃地代	対象外				
光熱・水道	電気代		第2類		
	ガス代	都市ガス	第2類		
		プロパンガス	第2類		
	他の光熱	灯油	第2類		
		他の光熱のその他	第2類		
上下水道料		第2類			
家具・家事用品	家庭用耐久財	家事用耐久財	電子レンジ	第2類	
			炊事用電気器具	第2類	
			炊事用ガス器具	第2類	
			電気冷蔵庫	第2類	
			電気掃除機	第2類	
			電気洗濯機	第2類	
			他の家事用耐久財	第2類	
			冷暖房用器具	エアコン	第2類
				ストーブ・温風ヒーター	第2類
				他の冷暖房用器具	第2類
	一般家具	たんす	第2類		
		テーブル・ソファー	第2類		
		食器戸棚	第2類		
		他の家具	第2類		
	室内装備・装飾品	照明器具		第2類	
		室内装飾品		第2類	
		敷物		第2類	
		カーテン		第2類	
他の室内装備品		第2類			
寝具類	ベッド		第2類		
	布団		第2類		
	毛布		第2類		
	敷布		第2類		
	他の寝具類		第2類		

家具・家事用品	家事雑貨	茶わん・皿・鉢	第2類	
		他の食卓用品	第2類	
		鍋・やかん	第2類	
		他の台所用品	第2類	
		電球・ランプ	第2類	
		タオル	第2類	
		他の家事雑貨	第2類	
	家事用消耗品	ティッシュペーパー・ トイレットペーパー	ティッシュペーパー	第2類
			トイレットペーパー	第2類
		洗剤	台所・住居用洗剤	第2類
			洗濯用洗剤	第2類
		他の家事 消耗品	ポリ袋・ラップ	第2類
			殺虫・防虫剤	第2類
柔軟仕上げ剤			第2類	
芳香・消臭剤	第2類			
	他の家事用消耗品のその他	第2類		
家事サービス	家事代行料		第2類	
	清掃代		第2類	
	家具・家事用品関連サービス		第2類	
被服 及び 履物	和服		第1類	
	洋服		第1類	
	シャツ・セーター類		第1類	
	下着類		第1類	
	生地・糸類		第1類	
	他の被服		第1類	
	履物類		第1類	
	被服関連 サービス	洗濯代	第1類	
		被服賃借料	第1類	
他の衣服関連サービス		第1類		
他の履物類関連サービス		第1類		
保健 医療	医薬品	感冒薬	第2類	
		胃腸薬	第2類	
		栄養剤	第2類	
		外傷・皮膚病薬	第2類	
		他の外用薬	第2類	
		他の医薬品	第2類	
	健康保持用摂取品		第2類	
	保健医療用品 ・器具	紙おむつ	第1類	
		保健用消耗品	第2類	
		眼鏡	対象外	
		コンタクトレンズ	対象外	
		他の保健医療用品・器具	第2類	
	保健医療 サービス	医科診療代		対象外
		歯科診療代		対象外
		出産入院料		対象外
		他の入院料		対象外
整骨（接骨）・鍼灸院治療代		対象外		
マッサージ料金等（診療外）		第1類		
人間ドック等受診料		第1類		
	他の保健医療サービス		第1類	
交通・ 通信	交通	鉄道運賃	第1類	
		鉄道通学定期代	対象外	
		鉄道通勤定期代	対象外	
		バス代	第1類	
		バス通学定期代	対象外	
		バス通勤定期代	対象外	
		タクシー代	第2類	
		航空運賃	第1類	
		有料道路料	対象外	
		他の交通	第1類	
	自動車等 関係費	自動車等購入	自動車購入	対象外
			自動車以外の輸送機器購入	対象外

交通・通信	自動車等関係費	自転車購入	第2類	
		自動車等維持	ガソリン	対象外
			自動車等部品	対象外
			自動車等関連用品	対象外
			自動車整備費	対象外
			自動車以外の輸送機器整備費	対象外
			年極・月極駐車場借料	対象外
			他の駐車場借料	対象外
			レンタカー・カーシェアリング料金	対象外
			他の自動車等関連サービス	対象外
			自動車保険料（自賠責）	対象外
			自動車保険料（任意）	対象外
			自動車保険料以外の輸送機器保険料	対象外
	通信	郵便料	第2類	
固定電話通信料		第2類		
携帯電話通信料		第1類		
運送料		第2類		
携帯電話機		第1類		
他の通信機器		第2類		
教育	授業料等	小学校	対象外	
		中学校	対象外	
		高校	対象外	
		大学	対象外	
		幼児教育費用	対象外	
		専修学校	対象外	
		教科書・学習参考教材	教科書	対象外
	学習参考教材		対象外	
	補習教育	幼児・小学校補習教育	第1類	
		中学校補習教育	第1類	
高校補習教育・予備校		第1類		
教養娯楽	教養娯楽用耐久財	テレビ	第2類	
		ビデオレコーダー・プレイヤー	第2類	
		パソコン	第2類	
		カメラ・ビデオカメラ	第2類	
		楽器	第2類	
		書齋・学習用机・椅子	第2類	
		他の教養娯楽用耐久財	第2類	
		教養娯楽用耐久財修理代	第2類	
		教養娯楽用品	文房具	筆記・絵画用具
	ノート・紙製品			第2類
	他の学習用消耗品			第2類
	他の学習用文房具			第2類
	他の文房具			第2類
	運動用具類		ゴルフ用具	第2類
			他の運動用具	第2類
			スポーツウェア	第2類
	玩具		ゲーム機	第2類
			ゲームソフト等	第2類
			他の玩具	第2類
	切り花	第2類		
他の教養娯楽用品	音楽・映像用未使用メディア	第2類		
	音楽・映像収録済メディア	第2類		
	ペットフード	第2類		
	ペット・他のペット用品	第2類		
	園芸用植物	第2類		
	園芸用品	第2類		
	手芸・工芸材料	第2類		
	電池	第2類		
他の教養娯楽用品のその他	第2類			
動物病院代	第2類			
他のペット関連サービス	第2類			
教養娯楽用品修理代	第2類			

書籍・ 他の印刷物	新聞		第2類		
	雑誌		第2類		
	書籍		第2類		
	他の印刷物		第2類		
教養娯楽 サービス	宿泊料		第2類		
	パック旅行費	国内パック旅行費	第2類		
		外国パック旅行費	第2類		
	月謝類	語学月謝		第1類	
		他の教育的月謝		第1類	
		音楽月謝		第1類	
		他の教養的月謝		第1類	
		スポーツ月謝		第1類	
		自動車教習料		対象外	
		家事月謝		第1類	
		他の月謝類		第1類	
	他の教養娯楽 サービス	放送受信料	NHK放送受信料	対象外	
			ケーブルテレビ放送受信料	第2類	
			他の放送受信料	第2類	
		入場・観覧 ・ゲーム代	映画・演劇等入場料		第1類
			スポーツ観覧料		第1類
			ゴルフプレー料金		第1類
			スポーツクラブ使用料		第1類
			他のスポーツ施設使用料		第1類
			文化施設入場料		第1類
			遊園地入場・乗物代		第1類
他の入場・ゲーム代			第1類		
諸会費			第1類		
写真撮影・プリント代			第2類		
教養娯楽賃借料			第2類		
インターネット接続料		第2類			
他の教養娯楽サービスのその他		第2類			
その他の 消費支出	理美容 サービス	温泉・銭湯入浴料	第1類		
		理髪料	第1類		
		パーマメント代	第1類		
		カット代	第1類		
		他の理美容代	第1類		
	理美容用品	理美容用電気器具		第1類	
		歯ブラシ		第1類	
		他の理美容用品		第1類	
		石けん類・ 化粧品	浴用・洗顔石けん		第2類
			シャンプー		第2類
			ヘアコンディショナー		第2類
			歯磨き		第2類
			整髪・養毛剤		第1類
			化粧クリーム		第1類
			化粧水		第1類
			乳液		第1類
			ファンデーション		第1類
			口紅		第1類
		ヘアカラーリング剤		第1類	
	他の化粧品		第1類		
	身の回り用品	傘		第1類	
		かばん類		第1類	
		アクセサリ		第1類	
		腕時計		第1類	
		他の身の回り用品		第1類	
		身の回り用品関連サービス		第1類	
	たばこ		第1類		
他の諸雑費	信仰・祭祀費		第2類		
	祭具・墓石		第2類		
	婚礼関係費		第2類		
	葬儀関係費		対象外		

その他の消費支出	諸雑費	他の諸雑費	他の冠婚葬祭費	第2類	
			医療保険料	第1類	
			他の非貯蓄型保険料	第1類	
			寄付金	第2類	
			保育費用	対象外	
			訪問介護・通所サービス等費用	対象外	
			介護機器等レンタル料	対象外	
			他の諸雑費のその他	第2類	
	こづかい (使途不明)	世帯主こづかい	世帯主こづかい	第1類	
			他のこづかい	第1類	
	交際費	贈与金	贈与金	第2類	
			他の交際費	つきあい費	第1類
				住宅関係負担費	第2類
他の負担費				第2類	
仕送り金	国内遊学仕送り金	国内遊学仕送り金	第2類		
		他の仕送り金	第2類		

- ※ 住居の費用は、修繕材料費を除き、住宅扶助の対象範囲となる事項、または、生活保護制度の趣旨目的に照らして新たな購入は想定されないことから生活保護受給世帯において費用負担が生じない事項。
- ※ 学校給食、通学定期代、授業料等のうち小学校、中学校については、教育扶助の対象範囲となる事項。
- ※ 授業料等のうち高校、専修学校については、高等学校就学費として生業扶助の対象範囲となる事項。
- ※ 教科書・学習参考教材は、教育扶助の対象範囲となる、または、高等学校就学費として生業扶助の対象範囲となる事項。
- ※ 眼鏡、コンタクトレンズ、医科診療代、歯科診療代、他の入院料、整骨（接骨）・鍼灸院治療代は、医療扶助の対象範囲となる事項。
- ※ 出産入院料は、出産扶助の対象範囲となる事項。
- ※ 葬儀関係費は、葬祭扶助の対象範囲となる事項。
- ※ 訪問介護・通所サービス等費用、介護機器等レンタル料は、介護扶助の対象範囲となる事項。
- ※ 通勤定期代は、勤労収入を得るための必要経費として、収入認定除外される事項。
- ※ 保育費用、授業料等のうち幼児教育費用は、生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。
- ※ 授業料等のうち大学については、大学に就学する者は、原則として、世帯分離措置によって取り扱うこととされており、制度の対象外となる事項。
- ※ 自動車等購入、自動車等維持、自動車教習料は、原則として自動車の保有が認められないことから、生活保護受給世帯においては費用負担が想定されない事項。
- ※ NHK放送受信料は、生活保護受給世帯においては、免除されることから費用負担が生じない事項。

夫婦子1人世帯

夫婦子1人世帯は、平成29年検証時と同様に、勤労者世帯であって、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）の世帯とした。特に、2019年全国家計構造調査による集計では、上記に該当する世帯（サンプル2,190世帯）のうち、生活保護を受給していると推察される世帯（5世帯）を除く世帯（2,185世帯）を対象とした。

※ 平成29年検証時の考え方に倣い、標本規模を一定程度確保する観点から、年齢区分は広く設定することとし、また、データの均質化を図る観点から、就労世帯に限定することとし、さらに、自営業世帯の場合は、一般的に、年間収入を正確に捕捉することが困難との指摘があることを踏まえ、自営業世帯は除いた「勤労者世帯」に限定して集計を行うこととした。

生活保護を受給していると推察される世帯

平成29年検証時と同様に、下記のすべてを満たす世帯は、生活保護を受給していると推察されるものとした。

- ・ 支出項目「NHK放送受信料」、「医科診療代」、「歯科診療代」、「個人住民税」、「土地家屋借金返済」がいずれも「0」
- ・ 「住宅ローン残高」なし
- ・ 収入項目「他の社会保障給付」の計上がされている
(ただし、児童手当受給対象世帯は、当該世帯が受給されると見込まれる児童手当以上の額が計上されている場合に限る)

※ 2019年全国家計構造調査によるサンプル41,807世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯は383世帯であった。

(別紙資料7) 令和元年の生活扶助相当支出の推移

【夫婦1人世帯】

(年収階級第1・十分位)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均値	前年対比	▲6.9%	▲4.6%	+27.5%	▲11.0%	+11.9%	▲3.2%	▲5.2%	+11.6%	+16.2%	+18.6%	+40.9%	+31.9%
	平成27-30年対比	▲5.8%	▲0.1%	+28.1%	+2.5%	+9.8%	+11.1%	▲3.3%	+11.9%	+11.6%	+15.6%	+45.6%	+31.7%
中央値	前年対比	▲3.7%	▲5.5%	+10.1%	+4.2%	+10.7%	+6.4%	+8.9%	+22.2%	+15.3%	+30.6%	+24.0%	▲5.9%
(集計世帯数)		(61)	(70)	(67)	(58)	(57)	(51)	(44)	(50)	(50)	(57)	(57)	(64)

(年収階級第1・五分位)

平均値	前年対比	▲1.6%	+1.8%	+17.4%	▲3.4%	+16.0%	+2.0%	▲2.3%	+7.8%	+18.9%	+8.0%	+25.3%	+21.6%
	平成27-30年対比	+2.2%	+4.5%	+20.8%	+3.6%	+15.0%	+10.7%	▲1.1%	+6.6%	+17.7%	+6.9%	+30.2%	+23.8%
中央値	前年対比	▲1.9%	+7.8%	▲3.6%	▲4.7%	+6.1%	+1.7%	+7.0%	+12.6%	+11.2%	+8.5%	+17.0%	+17.8%
(集計世帯数)		(132)	(138)	(144)	(119)	(130)	(122)	(114)	(117)	(100)	(110)	(107)	(118)

(全年収階級)

平均値	前年対比	+0.4%	+6.9%	+11.1%	+2.3%	+2.9%	+6.1%	▲2.4%	+4.4%	+5.7%	▲5.1%	+3.5%	+3.6%
	平成27-30年対比	+0.1%	+7.2%	+12.3%	+0.1%	+4.5%	+7.9%	+1.5%	+4.2%	+10.7%	▲2.2%	+6.1%	+5.7%
中央値	前年対比	▲3.0%	+7.7%	+6.0%	▲1.6%	+4.5%	+6.2%	+1.8%	▲1.5%	+1.3%	▲8.2%	+3.1%	+3.8%
(集計世帯数)		(604)	(603)	(616)	(559)	(574)	(574)	(539)	(545)	(542)	(557)	(535)	(548)

【参考：2人以上 勤労者世帯】

(世帯員1人あたり年収階級第1・十分位)

平均値	前年対比	+1.8%	+0.2%	▲3.1%	▲0.5%	+7.3%	+10.3%	+6.1%	▲4.1%	+3.7%	+5.7%	+7.1%	+1.9%
	平成27-30年対比	+5.4%	+2.9%	+3.0%	+5.1%	+12.6%	+13.5%	+10.9%	▲1.4%	+4.8%	+4.7%	+7.2%	+1.4%
中央値	前年対比	▲1.8%	▲0.1%	▲1.1%	+2.3%	+1.6%	+13.2%	+5.9%	+0.4%	+7.4%	+8.2%	▲0.9%	▲0.8%
(集計世帯数)		(448)	(426)	(437)	(428)	(432)	(408)	(394)	(402)	(423)	(415)	(414)	(422)

(世帯員1人あたり年収階級第1・五分位)

平均値	前年対比	+2.6%	+4.0%	+2.3%	▲1.1%	+9.5%	+5.4%	+2.0%	▲3.1%	+7.2%	+5.0%	▲1.8%	+1.5%
	平成27-30年対比	+4.5%	+4.0%	+3.0%	+1.3%	+9.5%	+7.6%	+5.0%	+1.4%	+11.1%	+6.6%	+4.1%	+2.4%
中央値	前年対比	+7.2%	+5.1%	+6.3%	+1.1%	+7.8%	+5.7%	+4.2%	+3.0%	+4.7%	+5.1%	+1.8%	▲0.1%
(集計世帯数)		(854)	(857)	(869)	(863)	(883)	(855)	(819)	(816)	(822)	(833)	(824)	(815)

(全年収階級)

平均値	前年対比	▲0.5%	+3.5%	+2.9%	+2.0%	+8.1%	+5.7%	+2.8%	+1.4%	+6.7%	▲2.0%	+0.5%	▲1.2%
	平成27-30年対比	+4.1%	+5.2%	+2.7%	+2.3%	+6.9%	+6.5%	+3.7%	+3.5%	+10.9%	+0.7%	+3.3%	+1.9%
中央値	前年対比	+1.3%	+2.3%	+5.5%	▲0.0%	+7.8%	+6.4%	+1.3%	+0.5%	+7.7%	▲4.5%	+0.4%	+1.4%
(集計世帯数)		(4,099)	(4,067)	(4,052)	(4,000)	(4,007)	(4,023)	(3,981)	(4,004)	(4,019)	(3,997)	(4,005)	(3,998)

【夫婦1人世帯】

[年平均=100]

	9-11月平均	10-11月平均	5-9月平均
年収階級第1・十分位	100.1	103.6	95.8
	[6.5]	[8.8]	[3.7]
年収階級第1・五分位	99.4	99.3	96.3
	[4.2]	[5.0]	[2.6]

【参考：2人以上 勤労者世帯】

[年平均=100]

	9-11月平均	10-11月平均	5-9月平均
世帯員1人あたり年収階級第1・十分位	95.9	96.3	99.7
	[2.2]	[2.9]	[1.8]
世帯員1人あたり年収階級第1・五分位	97.6	97.1	99.0
	[1.7]	[2.0]	[1.2]

※ 上記は「家計調査」の特別集計による。

※ 集計世帯数は、令和元年の各月のもの。

※ []内は、各数値の標準誤差。各期間の平均金額の標準誤差を令和元年の平均金額で除して100を乗じた値。各期間の平均金額の標準誤差は、各月の金額の標準誤差の2乗和を月数で除して算出。

(別紙資料 8) 消費実態を参照する集団について確認した指標

a) 中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子 1 人世帯における「年収階級第 1・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第 3・五分位の平均消費支出額」により算出。

中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認した。

b) 固定的経費割合

夫婦子 1 人世帯の年収階級第 1・十分位における「固定的経費 ÷ 消費支出額」により算出。

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認した。

c) 年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子 1 人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第 1・十分位の年間可処分所得の平均の比率。

年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第 1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認した。

下記 d)～f) は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、状況として大きな変化がないかを確認した。

d) 世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況。

e) 所得額・貯蓄額の分布

夫婦子 1 人世帯の年収階級第 1・十分位における所得額・貯蓄額の分布。

f) 社会的必需項目の不足状況

夫婦子 1 人世帯の年収階級第 1・十分位における社会的必需項目の不足状況。

※ 社会的必需項目の不足状況は、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」において調査された社会的必需項目にあたる 13 項目について集計する。このため、基準額と消費水準の比較検証時に使用する全国家計構造調査（全国消費実態調査）とは、調査時点、標本世帯、対象範囲等が異なる。

(別紙資料 9) 固定的経費・変動的経費の判定方法

夫婦子1人世帯の個別世帯のデータを用いて、各支出項目 C_i について、次式による回帰分析を行い、

- ・ 係数 γ_i が有意（水準5%）で、0を下回る場合、固定的経費に、
- ・ 係数 γ_i が有意（水準5%）で、0を上回る場合、変動的経費にそれぞれ分類する。

$$C_i / Y = \text{const}_i + \gamma_i * \ln(\hat{Y})$$

$$\left(\begin{array}{l} C_i : \text{第 } i \text{ 支出項目の消費額} \\ Y : \text{消費支出額} \\ \hat{Y} : \text{次の回帰式による消費支出額の理論値} \\ Y = a + b * Z \quad (Z : \text{世帯年収}) \end{array} \right)$$

※ 判定を行うための回帰分析にあたっては、2019年全国家計構造調査の集計用乗率により重み付けを行う。

(参考：平成29年検証における判定方法)

夫婦子1人世帯の個別世帯のデータを用いて、各支出項目 C_i について、次式による回帰分析を行い、

- ・ η_i が1と有意な差（水準5%）があり、1を下回る場合、固定的経費に、
- ・ η_i が1と有意な差（水準5%）があり、1を上回る場合、変動的経費にそれぞれ分類する。

$$\ln(C_i) = \text{const}_i + \eta_i * \ln(Y)$$

C_i : 第 i 支出項目の消費額 ($C_i=0$ のとき $\ln(C_i)=0$ とする)

Y : 消費支出額

η_i : 支出弾力性

※ 回帰分析にあたっては、調査の集計用乗率により重み付けを行う。

※ 回帰係数により判定できなかった支出項目について、上位項目の固定的経費・変動的経費の格付で代替。

(別紙資料 10) 固定的経費・変動的経費の判定に用いた支出項目

品目分類による小分類の支出項目により固定的経費・変動的経費の判定を行うこととしたが、2019年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目を用いた。

品目分類 (小分類以上)	2019年全国家計構造調査 支出項目 (小分類以上)	品目分類 (小分類以上)	2019年全国家計構造調査 支出項目 (小分類以上)
食料	食料	被服及び履物	被服及び履物
穀類	穀類	和服	和服
米		洋服	洋服
パン		男子用洋服	
麺類		婦人用洋服	
他の穀類		子供用洋服	
魚介類	魚介類	シャツ・セーター類	シャツ・セーター類
生鮮魚介		男子用シャツ・セーター類	
塩干魚介		婦人用シャツ・セーター類	
魚肉練製品		子供用シャツ・セーター類	
他の魚介加工品		下着類	下着類
肉類	肉類	男子用下着類	
生鮮肉		婦人用下着類	
加工肉		子供用下着類	
乳卵類	乳卵類	生地・糸類	生地・糸類
牛乳		他の被服	他の被服
乳製品		履物類	履物類
卵		被服関連サービス	被服関連サービス
野菜・海藻	野菜・海藻	保健医療	保健医療
生鮮野菜		医薬品	医薬品
乾物・海藻		健康保持用摂取品	健康保持用摂取品
大豆加工品		保健医療用品・器具	保健医療用品・器具
他の野菜・海藻加工品		保健医療サービス	保健医療サービス
果物	果物	交通・通信	交通・通信
生鮮果物		交通	交通
果物加工品		自動車等関係費	自動車等関係費
油脂・調味料	油脂・調味料	自動車等購入	自動車等購入
油脂		自転車購入	自転車購入
調味料		自動車等維持	自動車等維持
菓子類	菓子類	通信	通信
調理食品	調理食品	教育	教育
主食的調理食品		授業料等	授業料等
他の調理食品		教科書・学習参考教材	教科書・学習参考教材
飲料	飲料	補習教育	補習教育
茶類		教養娯楽	教養娯楽
コーヒー・ココア		教養娯楽用耐久財	教養娯楽用耐久財
他の飲料		教養娯楽用品	教養娯楽用品
酒類	酒類	書籍・他の印刷物	書籍・他の印刷物
外食	外食	教養娯楽サービス	教養娯楽サービス
一般外食	一般外食	宿泊料	宿泊料
学校給食	学校給食	バック旅行費	バック旅行費
贈い費	贈い費	月謝類	月謝類
住居	住居	他の教養娯楽サービス	他の教養娯楽サービス
家賃地代	家賃地代	その他の消費支出	その他の消費支出
設備修繕・維持	設備修繕・維持	諸雑費	諸雑費
設備材料	設備材料	理美容サービス	理美容サービス
工事その他のサービス	工事その他のサービス	理美容用品	理美容用品
光熱・水道	光熱・水道	身の回り用品	身の回り用品
電気代	電気代	たばこ	たばこ
ガス代	ガス代	他の諸雑費	他の諸雑費
他の光熱	他の光熱	こづかい(使途不明)	こづかい(使途不明)
上下水道料	上下水道料	交際費	交際費
家具・家事用品	家具・家事用品	贈与金	贈与金
家庭用耐久財	家庭用耐久財	他の交際費	他の交際費
家事用耐久財	家事用耐久財	仕送り金	仕送り金
冷暖房用器具	冷暖房用器具		
一般家具	一般家具		
室内装備・装飾品	室内装備・装飾品		
寝具類	寝具類		
家事雑貨	家事雑貨		
家事用消耗品	家事用消耗品		
家事サービス	家事サービス		

※ 品目分類は、家計調査の収支項目分類（令和2年1月改定）による。

(別紙資料 11) 固定的経費・変動的経費の判定結果

食料	穀類	固定	
	魚介類	-	
	肉類	固定	
	乳卵類	固定	
	野菜・海藻	固定	
	果物	-	
	油脂・調味料	固定	
	菓子類	固定	
	調理食品	-	
	飲料	固定	
	酒類	-	
	外食	一般外食	変動
		学校給食	-
		賄い費	-
	住居	家賃地代	固定
設備修繕・維持		設備材料	-
		工事その他のサービス	-
光熱・水道	電気代	固定	
	ガス代	固定	
	他の光熱	固定	
	上下水道料	固定	
家具・家事用品	家庭用耐久財	家事用耐久財	-
		冷暖房用器具	-
		一般家具	-
	室内装備・装飾品	-	
	寝具類	-	
	家事雑貨	-	
	家事用消耗品	固定	
	家事サービス	-	
		-	
被服及び履物	和服	-	
	洋服	変動	
	シャツ・セーター類	変動	
	下着類	-	
	生地・糸類	-	
	他の被服	-	
	履物類	変動	
	被服関連サービス	変動	
保健医療	医薬品	-	
	健康保持用摂取品	-	
	保健医療用品・器具	固定	
	保健医療サービス	-	
交通・通信	交通	変動	
	自動車等関係費	自動車等購入	-
		自転車購入	-
		自動車等維持	固定
	通信	固定	
教育	授業料等	変動	
	教科書・学習参考教材	-	
	補習教育	変動	
教養娯楽	教養娯楽用耐久財	変動	
	教養娯楽用品	-	
	書籍・他の印刷物	変動	
	教養娯楽サービス	宿泊料	-
		バック旅行費	-
	月謝類	変動	
	他の教養娯楽サービス	-	
その他の消費支出	諸雑費	理美容サービス	変動
		理美容用品	-
		身の回り用品	-
		たばこ	固定
		他の諸雑費	-
		こづかい(使途不明)	固定
	交際費	贈与金	-
		他の交際費	変動
	仕送り金	変動	

※ 「-」は、固定的経費・変動的経費のいずれとも判定されないもの、または、夫婦子1人世帯のいずれの世帯でも当該支出項目についての支出がないもの。

(操作変数に関する回帰分析結果)

被説明変数： 消費支出額 (円)

N数	2,185
F値	114.76
R ²	0.1306

変数	係数	標準誤差	t 値
世帯年収 (万円)	195.44	18.24	10.71
定数項	137028	12408	11.04

(別紙資料 12) 夫婦子 1 人世帯 年収階級第 1・十分位に係る集計結果

	今回検証 対象世帯		前回検証 対象世帯	増減		
		(基本調査)			(基本調査)	
消費支出額の平均 (円)	217,863	(219,329)	202,240	+7.7%	(+8.5%)	
中位所得層対比	84.5%	(85.4%)	72.0%	+12.6%pt	(+13.5%pt)	
固定的経費割合	54.3%	(54.7%)	58.6%	▲4.3%pt	(▲3.9%pt)	
酒類・学校給食含む	55.5%	(55.9%)	59.7%	▲4.2%pt	(▲3.8%pt)	
年間可処分所得の平均 (万円)	283	(276)	251	+12.8%	(+10.0%)	
中央値対比	51.3%	(50.4%)	49.8%	+1.5%pt	(+0.6%pt)	
(参考) 中央値 (万円)	551	(548)	504	+9.4%	(+8.7%)	
夫婦の平均年齢	36.7	(36.8)	35.3	+1.4	(+1.5)	
配偶者の就業率	37.9%	(38.0%)	31.2%	+6.7%pt	(+6.7%pt)	
子の就学状況	未就学	70.1%	(69.3%)	72.7%	▲2.7%pt	(▲3.4%pt)
	小学生	12.4%	(12.4%)	11.8%	+0.6%pt	(+0.5%pt)
	中学生	7.3%	(8.2%)	6.0%	+1.3%pt	(+2.2%pt)
	高校生	10.2%	(10.1%)	9.1%	+1.1%pt	(+1.0%pt)
	その他	0.0%	(0.0%)	0.3%	▲0.3%pt	(▲0.3%pt)
貯蓄現在高 (万円)	337	(336)	271	+24.3%	(+24.1%)	
負債現在高 (万円)	522	(387)	276	+89.0%	(+39.9%)	
住宅・土地購入のため の借入金	456	(309)	248	+84.2%	(+24.9%)	
持ち家率	44.6%	(40.7%)	33.6%	+11.0%pt	(+7.1%pt)	

	年間可処分 所得階級 (万円)	貯蓄現在高階級 (万円)						
		計	~150	150 ~200	200 ~250	250 ~300	300 ~350	350~
今回検証 対象世帯	計	100.0%	48.8%	10.0%	3.3%	3.3%	4.6%	30.0%
	~150	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	150~200	4.6%	3.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.4%	0.8%
	200~250	14.1%	7.3%	0.7%	0.5%	1.5%	1.6%	2.5%
	250~300	31.8%	18.2%	4.7%	0.5%	1.0%	0.0%	7.4%
	300~350	47.0%	17.9%	4.5%	2.0%	0.8%	2.6%	19.1%
	350	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
基本調査	計	100.0%	50.9%	8.9%	2.8%	3.8%	3.8%	29.8%
	~150	2.5%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	150~200	5.5%	3.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.4%	1.0%
	200~250	16.4%	8.2%	0.9%	0.6%	1.8%	2.0%	3.0%
	250~300	34.4%	20.6%	3.0%	0.6%	1.3%	0.0%	8.9%
	300~350	40.9%	15.8%	5.0%	1.3%	0.8%	1.4%	16.6%
	350	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
前回検証 対象世帯	計	100.0%	60.1%	4.3%	8.3%	3.1%	3.9%	20.3%
	~150	3.7%	2.4%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.2%
	150~200	8.4%	6.3%	0.2%	0.8%	0.3%	0.0%	0.8%
	200~250	30.7%	19.8%	1.7%	1.9%	1.5%	0.8%	5.0%
	250~300	53.4%	29.6%	1.8%	4.8%	1.2%	2.8%	13.3%
	300~350	3.8%	2.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	1.0%
	350	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 2019 年全国家計構造調査及び平成 26 年全国消費実態調査による夫婦子 1 人世帯の年収階級第 1・十分位に係る特別集計結果。

※ 網掛けの指標は、確認の考え方に沿って評価することとしていたもの。

※ 「中位所得層対比」は、夫婦子 1 人世帯の年収階級第 3・五分位の消費支出額に対する比率。

※ 「酒類・学校給食含む」は、固定的経費の判定にあたって、世帯属性として子どもの就学状況 (小学生ダミー、中学生ダミー、高校生ダミー) をコントロールした場合、酒類及び学校給食が追加的に固定的経費として分類される結果となったことから、参考として当該支出項目を含む割合を示したもの。

※ 年間可処分所得の中央値は、夫婦子 1 人世帯の全年収階級における中央値。

※ 子の就学状況「その他」は、15 歳以上で中学校・高等学校のいずれにも在学しないもの。

※ 可処分所得、貯蓄現在高の各階級は、下限値以上・上限値未満により区分。

【社会的必需項目の不足割合（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）】

（単位：％、％pt）

社会的必需項目	令和元年7月		平成28年7月	平成22年7月
		平成28年対差		
1日2回以上の食事	0.0 [0.0]	▲3.4 [2.0]	-	3.4 [2.0]
毎日のたんぱく質の摂取	1.6 [1.5]	+0.7 [1.8]	-	0.9 [1.0]
1日1回以上野菜の摂取	2.5 [1.9]	+1.7 [2.1]	-	0.8 [1.0]
新しい下着の購入	17.2 [4.5]	▲7.8 [6.6]	+0.8 [6.1]	16.4 [4.2]
必要時に医者にかかれること	1.8 [1.6]	▲1.0 [2.4]	+1.0 [1.9]	0.8 [1.0]
必要時に歯医者にかかれること	5.1 [2.6]	▲5.3 [4.3]	▲1.8 [3.9]	6.9 [2.8]
炊飯器の保有	0.0 [0.0]	+0.0 [0.0]	▲5.0 [2.5] *	5.0 [2.5]
電気掃除機の保有	1.8 [1.6]	+0.1 [2.1]	+1.8 [1.6]	0.0 [0.0]
固定電話の保有	3.4 [2.2]	▲5.3 [3.8]	-	8.8 [3.1]
携帯電話の保有	1.6 [1.5]	+0.9 [1.8]	▲0.9 [2.3]	2.6 [1.8]
親族の冠婚葬祭への出席	1.6 [1.5]	+0.9 [1.8]	▲3.4 [2.9]	5.1 [2.5]
急な出費への対応	34.2 [5.7]	▲10.4 [7.9]	-	44.6 [5.5]
生命保険等への加入	5.9 [2.8]	▲14.1 [5.9] *	▲11.6 [5.1] *	17.6 [4.3]

※ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の特別集計による。

※ 夫婦子1人の3人世帯であって、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である世帯のうち、世帯主が雇用者である世帯（会社、団体の役員を除く）について、総所得階級第1・十分位に属する世帯に係る集計。

※ 「下着の購入」及び「急な出費への対応」以外の各項目については、金銭的に余裕がないためにできない・保有していないと回答した者の割合。「下着の購入」については、金銭的に余裕がないからという理由に限らず、1年に1回以上購入していない者の割合。「急な出費への対応」については、できないと回答した者の割合。

※ 携帯電話には、スマートフォン、PHSを含む。

※ []内は各集計値に係る標準誤差。表中「*」は、過年度対差の絶対値が1.96×標準誤差を超えるもの。

【生活扶助相当支出額（令和元年）（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）】

生活扶助相当支出（円／月）	夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位	
	（基本調査）	
	140,514	138,071
[標準誤差]	[4,572]	[4,082]
年収階級第3・五分位対比	71.1%	71.0%

※ 2019年全国家計構造調査による夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。

※ 生活扶助相当支出の対数について、平均+3σ（σ：標準偏差）を超えるサンプルは観測されなかった。

(別紙資料 13) 消費較差指数の算出結果

(1) 今回の方法

【回帰分析結果】

被説明変数	ln(第1類相当支出)			ln(第2類相当支出)		
	N数	F値	R ²	N数	F値	R ²
	4,422	169.22	0.406	4,422	93.04	0.202
変数	係数	標準誤差		係数	標準誤差	
2人世帯ダミー	β_1	0.555 *	0.021	β_1	0.318 *	0.022
3人世帯ダミー	β_2	0.806 *	0.025	β_2	0.479 *	0.025
4人世帯ダミー	β_3	0.960 *	0.028	β_3	0.563 *	0.028
5人世帯ダミー	β_4	1.068 *	0.039	β_4	0.571 *	0.037
0～5歳の構成割合	β_5	-0.053	0.070			
6～11歳の構成割合	β_6	0.010	0.064			
12～17歳の構成割合	β_7	0.097	0.066			
65～74歳の構成割合	β_8	0.028	0.026			
75歳以上の構成割合	β_9	-0.192 *	0.025			
1級地2ダミー	β_{10}	-0.030	0.032	β_{10}	0.010	0.036
2級地1ダミー	β_{11}	-0.071 *	0.026	β_{11}	0.000	0.028
2級地2ダミー	β_{12}	-0.117 *	0.036	β_{12}	0.074	0.041
3級地1ダミー	β_{13}	-0.127 *	0.026	β_{13}	0.033	0.029
3級地2ダミー	β_{14}	-0.188 *	0.029	β_{14}	0.039	0.031
ln(貯蓄現在高(万円))	β_{15}	0.035 *	0.003	β_{15}	0.039 *	0.003
持ち家ダミー	β_{16}	0.086 *	0.019	β_{16}	0.254 *	0.019
住宅ローン支払いダミー	β_{17}	-0.009	0.028	β_{17}	-0.059	0.031
定数項		10.445 *	0.034		9.906 *	0.032

- ※ 生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯を対象範囲とする。ただし、第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。
- ※ 便宜的に、単身世帯ダミー、18～64歳の構成割合、1級地1ダミーは設定していない。
- ※ 自然対数 ln(*)による指標は、もとの値が1未満の場合は ln(*)=0 とした。
- ※ 回帰分析にあたって重み付けは行っていない(集計用乗率を加味しない)。
- ※ 表中「*」は、係数の t 値の絶対値が 1.96 を超えるもの。

【消費較差指数の算出結果】

《年齢別較差指数》		《級地間較差指数》		《世帯人員別較差指数》	
	第1類	第1類	第2類	第1類	第2類
0～5歳	0.95	1級地1	1.00	1.00	1.00
6～11歳	1.01	1級地2	0.97	1.01	1.37
12～17歳	1.10	2級地1	0.93	1.00	1.61
18～64歳	1.00	2級地2	0.89	1.08	1.76
65～74歳	1.03	3級地1	0.88	1.03	2.91
75歳以上	0.83	3級地2	0.83	1.04	1.77

- ※ 上記回帰分析結果の係数を用い、 $\exp(\beta_i)$ により算出。
- ※ 分析対象とした標本世帯 4,422 世帯のうち、ln(第1類相当支出)について平均+3.5 σ (σ : 標準偏差)を超えるサンプルは観測されなかった。また、ln(第2類相当支出)について平均+3.5 σ を超

えるサンプルは8世帯観測されたが、仮に、これらの値を平均+3.5σの値で置き換えて同様の方法で消費較差指数の算出を行った場合でも、算出結果にはほぼ影響がないことを確認している。なお、ここで3.5σを用いたのは、サンプルサイズを踏まえ、1/4422未満の確率で生じる外れ値について確認する観点から、標準正規分布の上側確率が1/4422となる点が概ね3.5であることを考慮したものである。

(2) 級地区分を3区分とした場合の算出結果

【回帰分析結果】

被説明変数	ln(第1類相当支出)			ln(第2類相当支出)		
	N数	F値	R ²	N数	F値	R ²
	4,422	203.72	0.405	4,422	123.65	0.201
変数	係数		標準誤差	係数		標準誤差
2人世帯ダミー	β_1	0.555 *	0.021	β_1	0.317 *	0.022
3人世帯ダミー	β_2	0.807 *	0.025	β_2	0.478 *	0.025
4人世帯ダミー	β_3	0.960 *	0.028	β_3	0.562 *	0.028
5人世帯ダミー	β_4	1.066 *	0.039	β_4	0.572 *	0.037
0～5歳の構成割合	β_5	-0.058	0.070			
6～11歳の構成割合	β_6	0.001	0.064			
12～17歳の構成割合	β_7	0.098	0.066			
65～74歳の構成割合	β_8	0.027	0.026			
75歳以上の構成割合	β_9	-0.193 *	0.025			
2級地ダミー	β_{10}	-0.065 *	0.020	β_{10}	0.008	0.022
3級地ダミー	β_{11}	-0.136 *	0.020	β_{11}	0.031	0.022
ln(貯蓄現在高(万円))	β_{12}	0.035 *	0.003	β_{12}	0.039 *	0.003
持ち家ダミー	β_{13}	0.085 *	0.019	β_{13}	0.254 *	0.019
住宅ローン支払いダミー	β_{14}	-0.007	0.028	β_{14}	-0.059	0.031
定数項		10.432 *	0.030		9.911 *	0.028

※ 生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯を対象範囲とする。ただし、第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。

※ 便宜的に、単身世帯ダミー、18～64歳の構成割合、1級地ダミーは設定していない。

※ 自然対数ln(*)による指標は、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とした。

※ 回帰分析にあたって重み付けは行っていない(集計用乗率を加味しない)。

※ 表中「*」は、係数のt値の絶対値が1.96を超えるもの。

【消費較差指数の算出結果】

《年齢別較差指数》		《級地間較差指数》		《世帯人員別較差指数》		
	第1類	第1類	第2類		第1類	第2類
0～5歳	0.94	1級地	1.00	単身世帯	1.00	1.00
6～11歳	1.00	2級地	0.94	2人世帯	1.74	1.37
12～17歳	1.10	3級地	0.87	3人世帯	2.24	1.61
18～64歳	1.00			4人世帯	2.61	1.75
65～74歳	1.03			5人世帯	2.90	1.77
75歳以上	0.82					

※ 上記回帰分析結果の係数を用い、 $\exp(\beta_i)$ により算出。

(3) 従前の方法

【回帰分析結果】

《回帰式 A》

被説明変数	ln(第1類相当支出)			ln(第2類相当支出)		
	N数	F値	R ²	N数	F値	R ²
	4,500	227.13	0.466	4,500	113.46	0.232
変数	係数	標準誤差		係数	標準誤差	
世帯人員数				β_1	0.195 *	0.028
0～5歳人数	β_2	0.347 *	0.035			
6～11歳人数	β_3	0.360 *	0.035			
12～17歳人数	β_4	0.400 *	0.034			
18～64歳人数	β_5	0.393 *	0.031			
65～74歳人数	β_6	0.407 *	0.034			
75歳以上人数	β_7	0.304 *	0.034			
世帯人員数の2乗	β_8	-0.029 *	0.004	β_8	-0.015 *	0.003
1級地2ダミー	β_9	-0.044	0.032	β_9	-0.019	0.035
2級地1ダミー	β_{10}	-0.074 *	0.025	β_{10}	-0.002	0.027
2級地2ダミー	β_{11}	-0.099 *	0.035	β_{11}	0.066	0.038
3級地1ダミー	β_{12}	-0.117 *	0.026	β_{12}	0.023	0.028
3級地2ダミー	β_{13}	-0.180 *	0.028	β_{13}	0.022	0.030
ln(世帯年収(万円))	β_{14}	0.225 *	0.025	β_{14}	0.152 *	0.024
ネット資産額(万円)	β_{15}	0.00005 *	0.00001	β_{15}	0.00007 *	0.00001
ln(家賃・地代支出(円))	β_{16}	-0.008 *	0.002	β_{16}	-0.024 *	0.002
定数項		9.311 *	0.100		9.466 *	0.098

《回帰式 B》

被説明変数	ln(第1類相当支出)			ln(第2類相当支出)		
	N数	F値	R ²	N数	F値	R ²
	4,500	323.38	0.451	4,500	112.71	0.230
変数	係数	標準誤差		係数	標準誤差	
世帯人員数	β_1	0.549 *	0.027	β_1	0.300 *	0.023
世帯人員数の2乗	β_2	-0.041 *	0.004	β_2	-0.022 *	0.003
1級地2ダミー	β_3	-0.047	0.031	β_3	-0.020	0.035
2級地1ダミー	β_4	-0.072 *	0.025	β_4	-0.001	0.027
2級地2ダミー	β_5	-0.094 *	0.035	β_5	0.067	0.038
3級地1ダミー	β_6	-0.117 *	0.026	β_6	0.021	0.028
3級地2ダミー	β_7	-0.180 *	0.028	β_7	0.021	0.030
ln(世帯員1人あたり年収(万円))	β_8	0.196 *	0.025	β_8	0.135 *	0.025
ネット資産額(万円)	β_9	0.00006 *	0.00001	β_9	0.00007 *	0.00001
ln(家賃・地代支出(円))	β_{10}	-0.007 *	0.002	β_{10}	-0.024 *	0.002
定数項		9.268 *	0.115		9.452 *	0.112

※ 生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、世帯員1人あたり年収階級第1・十分位に属する世帯を対象範囲とする。ただし、第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。

※ 便宜的に、1級地1ダミーは設定していない。

- ※ ネット資産額 = 貯蓄現在高 - 負債現在高。
- ※ 自然対数 $\ln(*)$ による指標は、もとの値が1未満の場合は $\ln(*)=0$ とした。
- ※ 回帰分析にあたって重み付けは行っていない（集計用乗率を加味しない）。
- ※ 表中「*」は、係数の t 値の絶対値が 1.96 を超えるもの。

【消費較差指数の算出結果】

《年齢別較差指数》		《級地間較差指数》		
	第1類		第1類	第2類
0～5歳	0.95	1級地1	1.00	1.00
6～11歳	0.97	1級地2	0.96	0.98
12～17歳	1.01	2級地1	0.93	1.00
18～64歳	1.00	2級地2	0.91	1.07
65～74歳	1.01	3級地1	0.89	1.02
75歳以上	0.91	3級地2	0.84	1.02

- ※ 年齢別較差指数は、前頁の回帰式Aによる回帰分析結果の係数を用い、 $\exp(\beta_4 - \beta_5)$ により算出。
- ※ 級地間較差指数は、前頁の回帰式Aによる回帰分析結果の係数を用い、 $\exp(\beta_i)$ により算出。

《世帯人員別較差指数》			回帰分析による方法		
実データによる方法			回帰分析による方法		
	第1類	第2類		第1類	第2類
単身世帯	1.00	1.00	単身世帯	1.00	1.00
2人世帯	1.71	1.42	2人世帯	1.53	1.26
3人世帯	2.20	1.62	3人世帯	2.15	1.53
4人世帯	2.57	1.77	4人世帯	2.79	1.77
5人世帯	2.94	1.90	5人世帯	3.33	1.96

- ※ 実データによる方法は、第1類相当支出と第2類相当支出のそれぞれについて、回帰分析の対象範囲における世帯人員ごとの平均額による較差。ただし、平均額の算出にあたっては、個別の世帯における支出額を、年齢別較差指数の平均、級地間較差指数及び $\exp(\beta_{16})$ で除して調整した額を用いる。 β_{16} は、前頁の回帰式Aによる $\ln(\text{家賃} \cdot \text{地代支出})$ の係数。
- ※ 回帰分析による方法は、前頁の回帰式Bによる回帰分析結果の係数を用い、 $\exp(\beta_1 * (n-1) + \beta_2 * (n^2-1))$ (n :世帯人員数)により算出。

(4) 今回の方法 [基本調査による集計]

【回帰分析結果】

被説明変数	ln(第1類相当支出)			ln(第2類相当支出)			
		N数	F値	R ²	N数	F値	R ²
		3,512	129.03	0.403	3,512	65.47	0.184
変数	変数	係数	標準誤差	変数	係数	標準誤差	
2人世帯ダミー	β_1	0.553 *	0.024	β_1	0.313 *	0.026	
3人世帯ダミー	β_2	0.778 *	0.029	β_2	0.453 *	0.029	
4人世帯ダミー	β_3	0.947 *	0.033	β_3	0.550 *	0.032	
5人世帯ダミー	β_4	1.081 *	0.043	β_4	0.570 *	0.041	
0～5歳の構成割合	β_5	-0.107	0.077				
6～11歳の構成割合	β_6	-0.036	0.072				
12～17歳の構成割合	β_7	0.072	0.071				
65～74歳の構成割合	β_8	-0.010	0.029				
75歳以上の構成割合	β_9	-0.225 *	0.029				
1級地2ダミー	β_{10}	-0.004	0.037	β_{10}	0.011	0.039	
2級地1ダミー	β_{11}	-0.063 *	0.031	β_{11}	-0.001	0.033	
2級地2ダミー	β_{12}	-0.115 *	0.040	β_{12}	0.059	0.044	
3級地1ダミー	β_{13}	-0.131 *	0.030	β_{13}	0.005	0.032	
3級地2ダミー	β_{14}	-0.180 *	0.032	β_{14}	0.015	0.034	
ln(貯蓄現在高(万円))	β_{15}	0.038 *	0.003	β_{15}	0.040 *	0.004	
持ち家ダミー	β_{16}	0.072 *	0.021	β_{16}	0.239 *	0.021	
住宅ローン支払いダミー	β_{17}	-0.021	0.031	β_{17}	-0.075 *	0.035	
定数項		10.468 *	0.042		9.946 *	0.037	

※ 生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯を対象範囲とする。ただし、第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。

※ 便宜的に、単身世帯ダミー、18～64歳の構成割合、1級地1ダミーは設定していない。

※ 自然対数ln(*)による指標は、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とした。

※ 回帰分析にあたって重み付けは行っていない(集計用乗率を加味しない)。

※ 表中「*」は、係数のt値の絶対値が1.96を超えるもの。

【消費較差指数の算出結果】

《年齢別較差指数》		《級地間較差指数》		《世帯人員別較差指数》	
	第1類	第1類	第2類	第1類	第2類
0～5歳	0.90	1級地1	1.00	単身世帯	1.00
6～11歳	0.96	1級地2	1.00	2人世帯	1.74
12～17歳	1.07	2級地1	0.94	3人世帯	2.18
18～64歳	1.00	2級地2	0.89	4人世帯	2.58
65～74歳	0.99	3級地1	0.88	5人世帯	2.95
75歳以上	0.80	3級地2	0.84		

※ 上記回帰分析結果の係数を用い、 $\exp(\beta_i)$ により算出。

(5) 級地区分を3区分とした場合の算出結果 [基本調査による集計]

【回帰分析結果】

被説明変数	ln(第1類相当支出)			ln(第2類相当支出)		
	N数	F値	R ²	N数	F値	R ²
	3,512	155.65	0.402	3,512	86.93	0.184
変数	係数	標準誤差		係数	標準誤差	
2人世帯ダミー	β_1	0.554 *	0.024	β_1	0.311 *	0.025
3人世帯ダミー	β_2	0.779 *	0.029	β_2	0.453 *	0.029
4人世帯ダミー	β_3	0.948 *	0.033	β_3	0.549 *	0.032
5人世帯ダミー	β_4	1.080 *	0.043	β_4	0.571 *	0.041
0～5歳の構成割合	β_5	-0.110	0.077			
6～11歳の構成割合	β_6	-0.043	0.072			
12～17歳の構成割合	β_7	0.074	0.071			
65～74歳の構成割合	β_8	-0.010	0.029			
75歳以上の構成割合	β_9	-0.224 *	0.029			
2級地ダミー	β_{10}	-0.072 *	0.023	β_{10}	0.006	0.025
3級地ダミー	β_{11}	-0.149 *	0.022	β_{11}	0.004	0.024
ln(貯蓄現在高(万円))	β_{12}	0.038 *	0.003	β_{12}	0.040 *	0.004
持ち家ダミー	β_{13}	0.070 *	0.021	β_{13}	0.240 *	0.021
住宅ローン支払いダミー	β_{14}	-0.019	0.031	β_{14}	-0.075 *	0.035
定数項		10.466 *	0.037		9.951 *	0.033

- ※ 生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯を対象範囲とする。ただし、第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。
- ※ 便宜的に、単身世帯ダミー、18～64歳の構成割合、1級地ダミーは設定していない。
- ※ 自然対数ln(*)による指標は、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とした。
- ※ 回帰分析にあたって重み付けは行っていない(集計用乗率を加味しない)。
- ※ 表中「*」は、係数のt値の絶対値が1.96を超えるもの。

【消費較差指数の算出結果】

《年齢別較差指数》		《級地間較差指数》		《世帯人員別較差指数》		
	第1類	第1類	第2類		第1類	第2類
0～5歳	0.90	1級地	1.00	単身世帯	1.00	1.00
6～11歳	0.96	2級地	0.93	2人世帯	1.74	1.37
12～17歳	1.08	3級地	0.86	3人世帯	2.18	1.57
18～64歳	1.00			4人世帯	2.58	1.73
65～74歳	0.99			5人世帯	2.95	1.77
75歳以上	0.80					

- ※ 上記回帰分析結果の係数を用い、 $\exp(\beta_i)$ により算出。

(別紙資料 14) 年収に関する説明変数の等価尺度の調整による影響 (参考)

今回の方法の回帰分析において、仮に年収に関する説明変数を設定する場合、前提とする年収の等価尺度の違いにより、例えば、年収の等価尺度として世帯人員数の $r + s$ 乗を前提とする場合には、世帯人員数の r 乗を前提とした場合と比べて、 $\ln(\text{等価年収})$ の係数の定数倍 (世帯人員数の自然対数の s 倍) が世帯人員数別のダミー変数の係数に直接加算されることとなる。

一方で、世帯人員数別のダミー変数以外の係数については、等価尺度の調整による影響は一切生じず、また、回帰モデルの決定係数も変化しない。

このため、仮に年収に関する説明変数を設定する場合には、等価尺度の調整自体が、世帯人員別較差のみを直接操作することに結びつくこととなる。

【年収の等価尺度の調整による回帰分析結果の係数への影響】

《等価尺度の前提：世帯人員数の r 乗》

変数	係数
2人世帯ダミー	β_1
3人世帯ダミー	β_2
4人世帯ダミー	β_3
5人世帯ダミー	β_4
0～5歳の構成割合	β_5
6～11歳の構成割合	β_6
12～17歳の構成割合	β_7
65～74歳の構成割合	β_8
75歳以上の構成割合	β_9
1級地2ダミー	β_{10}
2級地1ダミー	β_{11}
2級地2ダミー	β_{12}
3級地1ダミー	β_{13}
3級地2ダミー	β_{14}
$\ln(\text{貯蓄現在高})$	β_{15}
持ち家ダミー	β_{16}
住宅ローン支払いダミー	β_{17}
$\ln(\text{世帯年収}/(\text{世帯人員数}^r))$	β_{18}

《等価尺度の前提：世帯人員数の $r + s$ 乗》

変数	係数
2人世帯ダミー	$\beta_1 + s * \ln(2) * \beta_{18}$
3人世帯ダミー	$\beta_2 + s * \ln(3) * \beta_{18}$
4人世帯ダミー	$\beta_3 + s * \ln(4) * \beta_{18}$
5人世帯ダミー	$\beta_4 + s * \ln(5) * \beta_{18}$
0～5歳の構成割合	β_5
6～11歳の構成割合	β_6
12～17歳の構成割合	β_7
65～74歳の構成割合	β_8
75歳以上の構成割合	β_9
1級地2ダミー	β_{10}
2級地1ダミー	β_{11}
2級地2ダミー	β_{12}
3級地1ダミー	β_{13}
3級地2ダミー	β_{14}
$\ln(\text{貯蓄現在高})$	β_{15}
持ち家ダミー	β_{16}
住宅ローン支払いダミー	β_{17}
$\ln(\text{世帯年収}/(\text{世帯人員数}^{r+s}))$	β_{18}

※ $\ln(\text{世帯年収} / (\text{世帯人員数}^{r+s})) = \ln(\text{世帯年収} / (\text{世帯人員数}^r)) - s * \ln(\text{世帯人員数})$
 $= \ln(\text{世帯年収} / (\text{世帯人員数}^r)) - \sum_N (s * \ln(N) * [N \text{人世帯ダミー}])$

(別紙資料 15) 年齢別較差指数の差異の要因についての確認

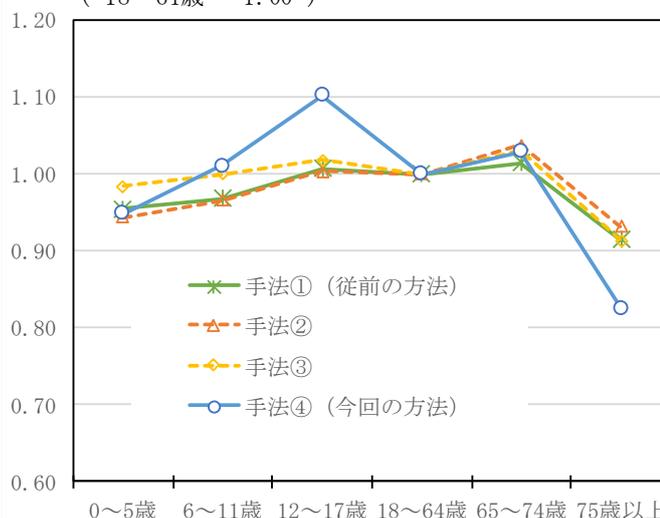
《確認内容》

下記の各手法による算出結果を確認。

- ・手法①（従前の方法）
- ・手法②
手法①から基準体系の要素以外の説明変数を今回の方法に変更。
- ・手法③
手法②から対象範囲を今回の方法に変更。
- ・手法④（今回の方法）
手法③から年齢・世帯人員に関する説明変数を今回の方法に変更。

【第1類 年齢別較差指数の算出結果】

(18~64歳 = 1.00)



【第1類相当支出に係る回帰分析結果の係数】

	手法①	手法②	手法③	手法④
0~5歳人数	0.347 *	0.508 *	0.765 *	
6~11歳人数	0.360 *	0.532 *	0.780 *	
12~17歳人数	0.400 *	0.570 *	0.799 *	
18~64歳人数	0.393 *	0.566 *	0.781 *	
65~74歳人数	0.407 *	0.603 *	0.811 *	
75歳以上人数	0.304 *	0.495 *	0.690 *	
世帯人員数の2乗	-0.029 *	-0.042 *	-0.088 *	
2人世帯ダミー				0.555 *
3人世帯ダミー				0.806 *
4人世帯ダミー				0.960 *
5人世帯ダミー				1.068 *
0~5歳の構成割合				-0.053
6~11歳の構成割合				0.010
12~17歳の構成割合				0.097
65~74歳の構成割合				0.028
75歳以上の構成割合				-0.192 *
1級地2ダミー	-0.044	-0.036	-0.025	-0.030
2級地1ダミー	-0.074 *	-0.063 *	-0.070 *	-0.071 *
2級地2ダミー	-0.099 *	-0.093 *	-0.119 *	-0.117 *
3級地1ダミー	-0.117 *	-0.116 *	-0.128 *	-0.127 *
3級地2ダミー	-0.180 *	-0.175 *	-0.189 *	-0.188 *
ln(世帯年収)	0.225 *			
ネット資産額	0.000 *			
ln(家賃・地代支出)	-0.008 *			
ln(貯蓄現在高)		0.034 *	0.035 *	0.035 *
持ち家ダミー		0.059 *	0.082 *	0.086 *
住宅ローン支払いダミー		-0.007	-0.012	-0.009
定数項	9.311 *	9.923 *	9.742 *	10.445 *
対象範囲	世帯員1人あたり年収 第1・十分位		世帯人員ごと年収第1・十分位 (世帯人員5人以下)	

※ 表中「*」は、係数のt値の絶対値が1.96を超えるもの。

(別紙資料 16) 家賃・住宅ローンの金額の程度による影響の確認

《確認内容》下記の下記手法による回帰分析結果を確認。

手法(1)：今回の方法。

手法(2)：今回の方法に ln(家賃・地代支出) を説明変数として追加。

手法(3)：今回の方法に ln(土地家屋借金返済) を説明変数として追加。

	【第1類】			【第2類】		
	手法(1)	手法(2)	手法(3)	手法(1)	手法(2)	手法(3)
2人世帯ダミー	0.555 *	0.555 *	0.556 *	0.318 *	0.318 *	0.318 *
3人世帯ダミー	0.806 *	0.806 *	0.806 *	0.479 *	0.479 *	0.479 *
4人世帯ダミー	0.960 *	0.960 *	0.961 *	0.563 *	0.563 *	0.564 *
5人世帯ダミー	1.068 *	1.067 *	1.070 *	0.571 *	0.572 *	0.573 *
0～5歳の構成割合	-0.053	-0.056	-0.048			
6～11歳の構成割合	0.010	0.006	0.013			
12～17歳の構成割合	0.097	0.095	0.095			
65～74歳の構成割合	0.028	0.029	0.027			
75歳以上の構成割合	-0.192 *	-0.191 *	-0.192 *			
1級地2ダミー	-0.030	-0.030	-0.030	0.010	0.010	0.010
2級地1ダミー	-0.071 *	-0.071 *	-0.070 *	0.000	0.000	0.000
2級地2ダミー	-0.117 *	-0.116 *	-0.118 *	0.074	0.074	0.074
3級地1ダミー	-0.127 *	-0.125 *	-0.126 *	0.033	0.033	0.033
3級地2ダミー	-0.188 *	-0.187 *	-0.188 *	0.039	0.038	0.039
ln(貯蓄現在高)	0.035 *	0.035 *	0.035 *	0.039 *	0.039 *	0.039 *
持ち家ダミー	0.086 *	0.140 *	0.086 *	0.254 *	0.244 *	0.254 *
住宅ローン支払いダミー	-0.009	-0.007	0.081	-0.059	-0.059	-0.020
ln(家賃・地代支出(円))		0.006			-0.001	
ln(土地家屋借金返済(円))			-0.009			-0.004
定数項	10.445 *	10.390 *	10.445 *	9.906 *	9.916 *	9.906 *

※ 自然対数 ln(*)による指標は、もとの値が1未満の場合は ln(*)=0 とした。

※ 表中「*」は、係数の t 値の絶対値が 1.96 を超えるもの。

(別紙資料 17) 第1類及び第2類の費用の級地間較差の有意性

【第1類相当支出に係る回帰分析結果の係数】

1級地1ダミー		0.030	0.071 *	0.117 *	0.127 *	0.188 *
1級地2ダミー	-0.030		0.041	0.087 *	0.097 *	0.158 *
2級地1ダミー	-0.071 *	-0.041		0.046	0.056 *	0.117 *
2級地2ダミー	-0.117 *	-0.087 *	-0.046		0.010	0.071 *
3級地1ダミー	-0.127 *	-0.097 *	-0.056 *	-0.010		0.061 *
3級地2ダミー	-0.188 *	-0.158 *	-0.117 *	-0.071 *	-0.061 *	

【第2類相当支出に係る回帰分析結果の係数】

1級地1ダミー		-0.010	0.000	-0.074	-0.033	-0.039
1級地2ダミー	0.010		0.010	-0.064	-0.023	-0.029
2級地1ダミー	0.000	-0.010		-0.075 *	-0.034	-0.039
2級地2ダミー	0.074	0.064	0.075 *		0.041	0.036
3級地1ダミー	0.033	0.023	0.034	-0.041		-0.005
3級地2ダミー	0.039	0.029	0.039	-0.036	0.005	

※ 今回の方法において、ダミー変数を設定しない級地区分を入れ替えた場合の回帰分析結果。

※ 表中「*」は、係数の t 値の絶対値が 1.96 を超えるもの。

(別紙資料 18) 令和元年以降の生活扶助相当支出の動向 (前年比寄与度分解)

【夫婦子 1 人世帯】

《年収階級 第 1・十分位》

		令和 2 年	令和 3 年
生活扶助相当支出		▲2.4%	▲2.5%
寄与度	食料	+0.5%	+0.9%
	住居	▲1.5%	+0.0%
	光熱・水道	+0.1%	+0.3%
	家具・家事用品	+3.0%	▲1.2%
	被服及び履物	▲1.0%	+0.7%
	保健医療	+0.8%	+0.0%
	交通・通信	▲0.7%	▲0.9%
	教育	+0.2%	▲1.4%
	教養娯楽	▲0.1%	+0.9%
	その他の消費支出	▲3.7%	▲2.0%
	諸雑費	+0.2%	▲0.4%
	こづかい (使途不明)	+0.3%	▲1.7%
	交際費	▲1.3%	▲0.0%
仕送り金	▲2.9%	+0.1%	

《年収階級 第 1・五分位》

		令和 2 年	令和 3 年
生活扶助相当支出		▲2.1%	▲2.8%
寄与度	食料	+0.4%	+0.2%
	住居	▲0.6%	▲0.0%
	光熱・水道	+0.6%	▲0.4%
	家具・家事用品	+1.7%	▲0.3%
	被服及び履物	▲1.0%	+0.4%
	保健医療	+0.8%	▲0.5%
	交通・通信	▲1.0%	▲0.7%
	教育	+0.1%	▲0.6%
	教養娯楽	▲0.8%	+1.1%
	その他の消費支出	▲2.3%	▲1.9%
	諸雑費	+0.4%	▲0.2%
	こづかい (使途不明)	▲0.3%	▲1.6%
	交際費	▲0.7%	▲0.3%
仕送り金	▲1.7%	+0.2%	

【参考：2人以上 勤労世帯】

《世帯員 1 人あたり年収階級 第 1・十分位》

		令和 2 年	令和 3 年
生活扶助相当支出		▲1.1%	▲1.5%
寄与度	食料	+1.1%	▲0.1%
	住居	▲0.5%	+0.0%
	光熱・水道	+0.1%	+0.1%
	家具・家事用品	+0.9%	▲0.4%
	被服及び履物	▲0.7%	▲0.2%
	保健医療	+0.3%	▲0.3%
	交通・通信	▲0.8%	▲0.2%
	教育	▲0.4%	+0.1%
	教養娯楽	▲0.3%	▲0.1%
	その他の消費支出	▲0.8%	▲0.5%
	諸雑費	+0.1%	▲0.1%
	こづかい (使途不明)	▲0.1%	▲0.3%
	交際費	▲0.8%	▲0.0%
仕送り金	+0.0%	▲0.0%	

《世帯員 1 人あたり年収階級 第 1・五分位》

		令和 2 年	令和 3 年
生活扶助相当支出		+0.0%	▲3.6%
寄与度	食料	+1.5%	▲0.7%
	住居	▲0.3%	▲0.0%
	光熱・水道	+0.1%	▲0.2%
	家具・家事用品	+0.8%	▲0.4%
	被服及び履物	▲0.6%	▲0.0%
	保健医療	+0.3%	▲0.3%
	交通・通信	▲0.7%	▲0.2%
	教育	▲0.2%	+0.1%
	教養娯楽	▲0.9%	▲0.6%
	その他の消費支出	+0.1%	▲1.2%
	諸雑費	+0.5%	▲0.3%
	こづかい (使途不明)	▲0.2%	▲0.6%
	交際費	▲0.9%	+0.1%
仕送り金	+0.6%	▲0.4%	

※ 上記は「家計調査」の特別集計による。

(別紙資料 19) MIS手法による最低生活費の試算結果 (費目別)

【若年単身世帯】

(単位：千円)

	MIS手法による 最低生活費 (試算結果)		消費実態		
			一般世帯		被保護世帯
			年収階級 第1・十分位	全年収階級	
	男性 [32歳]	女性 [32歳]	年収階級 第1・十分位 [65歳未満]	全年収階級 [65歳未満]	被保護世帯 [65歳未満]
消費支出額	220	247	131	177	106
食料	43	39	27	38	29
住居	63	101	48	54	32
光熱・水道	9	6	9	9	10
家具・家事用品	4	5	2	4	4
被服及び履物	11	22	3	6	3
保健医療	2	3	5	5	3
交通・通信	7	7	17	23	12
教育	0	0	0	0	0
教養娯楽	33	19	11	18	5
その他の消費支出	47	44	9	19	7
(再掲)住居・教育除く	156	146	83	123	74

【高齢単身世帯】

(単位：千円)

	MIS手法による 最低生活費 (試算結果)		消費実態		
			一般世帯		被保護世帯
			年収階級 第1・十分位	全年収階級	
	男性 [71歳]	女性 [71歳]	年収階級 第1・十分位 [65歳以上]	全年収階級 [65歳以上]	被保護世帯 [65歳以上]
消費支出額	162	170	109	164	95
食料	41	45	26	37	29
住居	57	65	38	47	30
光熱・水道	9	11	10	11	10
家具・家事用品	4	6	2	7	4
被服及び履物	5	7	2	4	2
保健医療	7	7	6	6	3
交通・通信	9	7	7	15	6
教育	0	0	0	0	0
教養娯楽	14	8	6	16	4
その他の消費支出	15	14	12	21	6
(再掲)住居・教育除く	105	105	71	117	65

※ 「MIS手法による最低生活費(試算結果)」は、「MIS手法による最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」による。若年単身世帯は足立区在住、高齢単身世帯は町田市在住を仮定した試算結果。

※ 一般世帯の消費実態は、2019年全国家計構造調査の特別集計による。民間借家・貸間世帯の全級地平均。

※ 被保護世帯の消費実態は、2019年度社会保障生計調査の特別集計による。全級地平均。

(別紙資料 20) 主観的最低生活費の試算結果 (費目別)

【夫婦子 1 人世帯】

(単位：千円)

	主観的最低生活費 (試算結果)					
	K調査			T調査		
	[30~39歳]	[40~49歳]	[50~59歳]	[30~39歳]	[40~49歳]	[40~49歳]
消費支出額	288	315	354	333	370	426
食料	55	56	70	63	68	85
住居	83	90	78	89	92	96
光熱・水道	20	17	25	15	24	23
家具・家事用品	13	13	11	14	16	16
被服及び履物	3	3	5	6	6	6
保健医療	11	10	10	11	13	12
交通・通信	32	36	41	33	38	49
教育	12	23	25	22	20	43
教養娯楽	14	17	19	20	27	27
その他の消費支出	45	51	71	60	67	69
(再掲) 住居・教育除く	193	202	251	222	258	287

【夫婦子 1 人世帯】

(単位：千円)

	消費実態		
	一般世帯		被保護世帯 〔その他 3人世帯〕
	年収階級 第 1・十分位	全年収階級	
	[30~59歳]	[30~59歳]	[65歳未満]
消費支出額	226	313	189
食料	55	70	57
住居	53	72	33
光熱・水道	17	18	22
家具・家事用品	6	9	10
被服及び履物	7	13	10
保健医療	10	11	9
交通・通信	32	46	21
教育	4	13	6
教養娯楽	14	22	7
その他の消費支出	28	40	15
(再掲) 住居・教育除く	169	228	151

※ 表中 [] 内は、世帯主の年齢区分。

※ 主観的最低生活費の試算は、「主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業 (2019 年)」による。いずれも 1 級地 - 1 の調査結果。

※ 一般世帯の消費実態は、2019 年全国家計構造調査の特別集計による。民間借家・貸間世帯の全級地平均。

※ 被保護世帯の消費実態は、2019 年度社会保障生計調査の特別集計による。その他 3 人世帯の全級地平均。その他世帯は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。

(別紙資料 21) 社会的必需項目の不足状況

【社会的必需項目の不足割合】

(単位：%)

社会的必需項目	高齢世帯				母子世帯				その他の世帯					
	単身世帯		2人世帯		2人世帯		3人世帯		単身世帯		2人世帯		3人世帯	
	生保	一般	生保	一般	生保	一般	生保	一般	生保	一般	生保	一般	生保	一般
1日2回以上の食事	1.2 [0.7]	0.4 [0.2]	0.7 [0.7]	0.4 [0.2]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	1.2 [3.8]	7.7 [2.1]	1.0 [0.3]	5.2 [2.1]	0.4 [0.1]	0.0 [0.0]	0.4 [0.2]
毎日のたんぱく質の摂取	1.9 [0.9]	1.8 [0.4]	4.8 [1.8]	0.6 [0.2]	3.0 [2.5]	0.3 [1.3]	2.0 [3.4]	1.2 [3.8]	7.5 [2.0]	2.7 [0.5]	2.6 [1.5]	0.7 [0.2]	2.2 [4.2]	0.5 [0.2]
1日1回以上の野菜の摂取	1.2 [0.7]	0.9 [0.3]	1.8 [1.1]	0.2 [0.1]	2.1 [2.1]	1.1 [2.5]	1.9 [3.4]	1.2 [3.8]	10.1 [2.3]	3.6 [0.6]	3.2 [1.7]	0.9 [0.2]	0.0 [0.0]	0.7 [0.2]
新しい下着の購入	18.2 [2.5]	13.6 [0.9]	11.6 [2.7]	6.6 [0.7]	13.3 [4.9]	5.9 [5.6]	1.0 [2.4]	6.7 [8.6]	19.3 [3.1]	9.8 [1.0]	17.9 [3.6]	6.4 [0.6]	6.5 [7.0]	6.6 [0.6]
必要時に医者にかかれること	0.0 [0.0]	0.5 [0.2]	0.0 [0.0]	0.1 [0.1]	0.0 [0.0]	0.3 [1.3]	10.8 [7.7]	1.5 [4.2]	0.3 [0.4]	2.0 [0.5]	0.3 [0.5]	0.6 [0.2]	0.0 [0.0]	0.6 [0.2]
必要時に歯医者にかかれること	0.8 [0.6]	1.6 [0.3]	0.0 [0.0]	0.9 [0.3]	0.0 [0.0]	1.9 [3.2]	10.8 [7.7]	1.4 [4.1]	2.2 [1.1]	3.2 [0.6]	1.5 [1.2]	1.6 [0.3]	0.0 [0.0]	1.3 [0.3]
炊飯器の保有	1.8 [0.9]	0.3 [0.1]	0.3 [0.5]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.6 [0.6]	0.5 [0.2]	0.5 [0.7]	0.1 [0.1]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]
電気掃除機の保有	4.2 [1.3]	0.3 [0.1]	1.5 [1.0]	0.1 [0.1]	3.2 [2.6]	1.0 [2.3]	6.0 [5.9]	0.0 [0.0]	8.0 [2.1]	1.3 [0.4]	6.4 [2.3]	0.1 [0.1]	4.3 [5.8]	0.1 [0.1]
固定電話の保有	3.4 [1.2]	0.6 [0.2]	1.5 [1.0]	0.0 [0.1]	18.4 [5.6]	2.6 [3.8]	7.9 [6.7]	2.8 [5.7]	7.2 [2.0]	1.2 [0.4]	8.5 [2.6]	0.6 [0.2]	0.0 [0.0]	0.4 [0.2]
携帯電話の保有	5.2 [1.4]	1.1 [0.3]	1.7 [1.1]	0.4 [0.2]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	2.7 [1.3]	0.5 [0.2]	7.9 [2.6]	0.3 [0.1]	0.0 [0.0]	0.3 [0.1]
親族の冠婚葬祭への出席	12.8 [2.2]	2.0 [0.4]	12.0 [2.7]	0.8 [0.2]	18.3 [5.6]	1.5 [2.9]	16.7 [9.2]	0.3 [1.8]	19.1 [3.1]	1.9 [0.4]	21.6 [3.9]	0.7 [0.2]	6.6 [7.0]	0.5 [0.2]
急な出費への対応	69.5 [3.0]	20.6 [1.1]	72.9 [3.8]	13.8 [0.9]	74.7 [6.3]	46.2 [11.8]	72.8 [11.0]	31.5 [16.0]	72.2 [3.5]	25.7 [1.4]	76.5 [4.0]	17.0 [0.9]	64.6 [13.6]	17.1 [0.9]
生命保険等への加入	31.3 [3.0]	13.6 [0.9]	37.5 [4.1]	7.4 [0.7]	46.4 [7.2]	15.4 [8.6]	48.1 [12.4]	6.5 [8.5]	35.2 [3.7]	11.6 [1.0]	38.1 [4.6]	5.7 [0.5]	33.8 [13.4]	4.4 [0.5]

【収入階級別 社会的必需項目の不足項目数】(上記 13 項目中の該当数)

《単身世帯》

収入階級	高齢世帯		その他の世帯	
	生保	一般	生保	一般
～10万円	1.8	0.9	2.2	1.0
10～11万円	1.6	1.0	1.8	1.0
11～12万円	1.3	0.6	1.8	1.1
12～13万円	1.5	0.7	1.3	1.3
13～14万円	1.3	0.5	1.7	0.9
14～15万円	1.4	0.4	1.8	0.9
15～16万円	1.3	0.3	2.5	0.8

《2人世帯》

収入階級	高齢世帯		母子世帯		その他の世帯	
	生保	一般	生保	一般	生保	一般
～12万円	1.4	1.0	2.0	1.7	1.8	0.8
12～14万円	1.2	0.6	4.0	1.3	2.5	0.8
14～16万円	1.9	0.7	3.0	1.1	2.2	0.8
16～18万円	1.5	0.5	2.3	0.3	1.3	0.7
18～20万円	1.6	0.2	1.7	0.0	1.7	0.7
20～22万円	1.3	0.3	1.6	0.1	2.3	0.7
22～24万円	1.3	0.3	1.7	0.8	1.9	0.4

《3人世帯》

収入階級	母子世帯		その他の世帯	
	生保	一般	生保	一般
～18万円	0.5	0.5	2.0	0.6
10～21万円	0.6	1.4	1.3	0.5
11～24万円	1.9	-	1.0	0.4
12～27万円	1.1	0.7	1.3	0.6

- ※ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(令和元年)による特別集計。下段の収入階級は、個別世帯データを同年の社会保障生計調査及び国民生活基礎調査のデータと突合して集計。
- ※ 「生保」は、生活保護受給世帯に係る集計。「一般」は、一般世帯に係る集計。
- ※ その他の世帯は、高齢世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。
- ※ 社会的必需項目の不足割合は、「下着の購入」及び「急な出費への対応」以外の各項目については、金銭的に余裕がないためできない・保有していないと回答した者の割合。「下着の購入」については、金銭的に余裕がないからという理由に限らず、1年に1回以上購入していない者の割合。「急な出費への対応」については、できないと回答した者の割合。不足項目数は、当該13項目中の該当数の平均。
- ※ 携帯電話には、スマートフォン、PHSを含む。
- ※ []内は各集計値に係る標準誤差。
- ※ 収入階級は、生活保護受給世帯は実収入月額による階級、一般世帯は可処分所得月額による階級。各階級は、下限値以上・上限値未満により区分。
- ※ 生活保護受給世帯と一般世帯のいずれも、令和元年7月の各世帯類型における被保護世帯数の級地構成により補正して集計。

IV 生活保護基準における級地区分の検証 関連資料

(別紙資料 22) 地域の生活水準を示す指標

級地区分の検証にあたっては、各市町村における「平均的な世帯に係る生活扶助相当支出の理論値」として、下記の回帰分析結果を基に、世帯要因の説明変数には全国消費実態調査における全国平均値を代入し、地域要因の説明変数には各市町村の値を代入した理論値を算出し、評価尺度とした。

$$\text{市町村理論値} = 11.38 + 0.007 \times S_1 + 0.019 \times S_2 - 0.009 \times S_3$$

$$(\text{※ 定数項} + \text{世帯要因 (全国平均)}) = 11.38)$$

【回帰分析結果】

被説明変数： $\ln(\text{生活扶助相当支出})$

		係数	標準誤差	t 値
世帯要因	X ₁ : 0～5歳人数	0.068	0.007	9.4*
	X ₂ : 6～11歳人数	0.098	0.007	13.6*
	X ₃ : 12～17歳人数	0.146	0.007	20.3*
	X ₄ : 18～64歳人数	0.133	0.006	21.7*
	X ₅ : 65～74歳人数	0.152	0.007	22.4*
	X ₆ : 75歳以上人数	0.086	0.007	12.1*
	X ₇ : 世帯人員数の2乗	-0.011	0.001	-13.4*
	X ₁₀ : $\ln(\text{世帯年収(万円)})$	0.399	0.003	120.7*
	X ₈ : ネット資産額(万円)	0.00003	0.00000	38.0*
X ₉ : 持ち家ダミー	0.165	0.005	33.3*	
地域要因	S ₁ : 消費者物価地域差指数(全国=100)	0.007	0.001	4.5*
	S ₂ : $\ln(\text{可住地面積当たり人口(人/km}^2\text{)})$	0.019	0.002	10.6*
	S ₃ : 完全失業率(%)	-0.009	0.002	-4.6*
定数項		8.497	0.141	60.4*

※ 平成26年全国消費実態調査の個別世帯データを用いた。対象範囲は、世帯における生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯。

※ 自然対数 $\ln(*)$ による指標は、もとの値が1未満の場合は $\ln(*)=0$ とした。

※ 回帰分析にあたって重み付けは行っていない(集計用乗率を加味しない)。

※ 被説明変数の生活扶助相当支出について、99%tile 値を超える観測値は、99%tile 値に置き換えている(トップコーディング)。

※ 世帯要因の変数は、平成26年全国消費実態調査による。地域要因は、平成26年消費者物価地域差指数、平成27年国勢調査、平成27年社会・人口統計体系によるものであり、同一市町村内の世帯は同一の値が用いた。

※ ネット資産額 = 貯蓄現在高 - 負債現在高。

※ 消費者物価地域差指数は、家賃を除く指数。各都道府県における政令市・県庁所在市以外の地域については、各都道府県の値から政令市・県庁所在市の値分を除外した推計値。

※ 表中「*」は、t 値の絶対値が1.96を超えるもの。

(別紙資料 23) 階層間較差の分析方法

各階層化結果における階層間較差を分析するにあたっては、 \ln (生活扶助相当支出額)を被説明変数として、下記の説明変数を用いた回帰分析を行う。

【回帰分析の説明変数】

〔 第1位階層と起点とする場合 〕	〔 第2位階層と起点とする場合 〕	〔 第3位階層と起点とする場合 〕	
0～5歳人数	0～5歳人数	0～5歳人数	
6～11歳人数	6～11歳人数	6～11歳人数	
12～17歳人数	12～17歳人数	12～17歳人数	
18～64歳人数	18～64歳人数	18～64歳人数	
65～74歳人数	65～74歳人数	65～74歳人数	
75歳以上人数	75歳以上人数	75歳以上人数	
世帯人員数の2乗	世帯人員数の2乗	世帯人員数の2乗	・・・
	第1位階層ダミー	第1位階層ダミー	
第2位階層ダミー		第2位階層ダミー	
第3位階層ダミー	第3位階層ダミー		
⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	
\ln (世帯年収(万円))	\ln (世帯年収(万円))	\ln (世帯年収(万円))	
ネット資産額(万円)	ネット資産額(万円)	ネット資産額(万円)	
持ち家ダミー	持ち家ダミー	持ち家ダミー	

- ※ 平成 26 年全国消費実態調査の個別世帯データを用いた。対象範囲は、世帯における生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、世帯員 1 人あたり年収に関して第 1・十分位に属する世帯。
- ※ 自然対数 $\ln(*)$ による指標は、もとの値が 1 未満の場合は $\ln(*)=0$ とした。
- ※ 回帰分析にあたって重み付けは行っていない(集計用乗率を加味しない)。
- ※ 被説明変数の生活扶助相当支出について、99%tile 値を超える観測値は、99%tile 値に置き換えている(トップコーディング)。
- ※ ネット資産額 = 貯蓄現在高 - 負債現在高。

《最大較差の分析について》

昭和 62 年度の級地区分の見直し後は、1 級地-1 を 1 とし、各級地間較差が 0.045 で、3 級地-2 が 0.775 となるよう較差が設定されたが、今回、いずれの階層化手法を用いて 6 区分に階層化した場合でも、第 1 位階層を起点とした回帰分析結果において、第 6 位階層ダミーの係数が有意に $\ln(0.775)$ よりも大きかった(最大較差が小さかった)。

《隣接階層間の較差の有意性について》

隣接階層間の較差の有意性については、例えば、第 1 位階層と第 2 位階層の較差の有意性を検定する場合には、第 1 位階層を起点とする回帰分析を行い、第 2 位階層ダミーの係数が有意か否かにより判定するものとした。

(別紙資料 24) 市町村理論値に基づく個別市町村と各階層の差について

市町村理論値の誤差の程度を評価するひとつの方法として、地域の消費実態に関する回帰分析における個別世帯に係る誤差を、市町村あたりに平均化する観点から、次式によることが考えられた。

$$\sigma = \sqrt{\frac{1}{h-k-1} \cdot \frac{m}{h} \cdot \sum_i u_i^2}$$

u_i : サンプル世帯 i の残差
 h : サンプル世帯数 (56,056)
 m : サンプル世帯のある市町村数
(1,003)
 k : 回帰式の変数の数 (13)
(世帯要因 10、地域要因 3)

その上で、クラスタリングにより 3 区分に階層化した場合における個別市町村と各階層の差については、次式を満たす場合に有意であるものとした。

$$|Y - C| > 1.96 * \tau$$

$$\left(\tau = \sigma * \sqrt{1 + \frac{\sum_j (w_j)^2}{(\sum_j w_j)^2}} \right)$$

Y : 市町村理論値
 C : 階層 (クラスター) の質量中心
 σ : 市町村理論値の誤差
 w_j : クラスタリングにおける各市町村
 j の重み